

## 第〇号議案

入間地区社会教育協議会会則の一部を改正する会則  
入間地区社会教育協議会会則の一部を次のように改正する。  
第23条を削り、第24条を第23条とする。

### 附 則

この会則は、令和6年5月16日から施行する。

令和6年5月16日提出

入間地区社会教育協議会 会長 堀 満

## 提案理由

令和6年5月16日付で埼玉縣市町村社会教育委員連絡協議会から退会することとしたため、入間地区社会教育協議会会則の一部を改正したいので、同会則第18条の規定により、この案を提出するものである。

入間地区社会教育協議会会則の一部を改正する会則 新旧対照表

改正案	現行
<p>（規則等の制定） 第23条 （略）</p>	<p><u>（県社連への加盟）</u> <u>第23条 本会は、埼玉縣市町村社会教育委員連絡協議会に加盟する。</u> （規則等の制定） 第24条 （略）</p>